

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）の規定により、地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業に係る資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会へ報告、公表することが義務付けられています。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になると、「財政健全化計画」、またその比率のいずれかが財政再生基準以上になると「財政再生計画」を作成し、財政健全化を図ることになります。

○健全化判断比率について

（単位：％）

	舟橋村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	15.00	20.00
連結実質赤字比率	－	20.00	30.00
実質公債費比率	7.8	25.0	35.0
将来負担比率	11.1	350.0	

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「－」という表示になります。

資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合、「経営健全化計画」を作成し、経営健全化を図ることになります。

○資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	舟橋村	経営健全化基準
簡易水道事業会計	－	20.0

* 資金不足額がないので、資金不足比率は算定されないため、「－」を記載しています。

令和 7 年度決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を策定したところ、上記のとおり、いずれの指標についても、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。今後も、指標の推移を注視し、健全な財政運営に努めてまいります。

【各指標の解説】

- 実質赤字比率とは 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

舟橋村の一般会計等：一般会計及び土地取得事業

- 連結実質赤字比率とは 全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：①＋②の合計額

①一般会計及び公営企業以外に係る特別会計の実質赤字額

舟橋村の公営企業以外に係る特別会計：国民健康保険事業

後期高齢者医療事業

②公営企業に係る特別会計の資金不足額

舟橋村の公営企業に係る事業会計：簡易水道事業

- 実質公債費比率とは 一般会計等の公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} = & \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ & (\text{3カ年平均}) \end{aligned}$$

- 将来負担比率とは 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）残高や一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} = & \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

- 資金不足比率とは 資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 標準財政規模とは 地方公共団体が、標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模